

令和 8 年度香美市 GIGA スクール端末導入事業
公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和 8 年度香美市 GIGA スクール端末導入事業

(2) 事業の目的

香美市における GIGA スクール構想第 2 期の端末整備において、県共同調達を上回る常時接続可能な LTE 通信機能（5 年間無制限）と上位スペックを備えた端末を独自調達することにより、全ての児童生徒に対して学校・家庭・校外をシームレスにつなぐ「場所を選ばない学び」を等しく保障し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に推進する。

(3) 事業内容

令和 8 年度香美市 GIGA スクール端末導入事業仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

- ① Chromebook 端末の供給：100 台（全て予備機）
- ② 通信サービスの提供：HP e-SIM Connect 対応 5 年間データ通信無制限
- ③ 周辺機器等の供給：AC アダプター（各端末に 1 個標準添付）
- ④ キットニング、搬入設置、管理用ラベル貼付業務（市内小中学校計 10 校の指定場所への配送・設定）

(4) 納入期限

令和 9 年 3 月 31 日まで

2 見積限度額（消費税額及び地方消費税額を含む。）

11,605,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「香美市 GIGA スクール端末導入プロポーザル審査委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書の内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と市は、企画提案書の内容

をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が調ったときには、随意契約の手続きに進みます。5日以内（予定）に交渉が調わない場合は、次点者に選定された者が、改めて市と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

(1) 次のいずれにも該当しないものであること。

- ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項又は第19条の規定に基づく破産の申し立てを行った者
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)、破産法(平成16年法律第75号に基づく再生又は破産等の手続きを行っている者
- ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- エ 香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条に掲げる排除措置対象者に該当する者

(2) 参加申込書の提出日において、本市の指名停止の措置を受けていないこと。

6 質疑と回答

質疑は令和8年6月1日（月）午後5時（厳守）までに別紙様式1により持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）もしくは FAX、電子メールで受け付けます。FAX と電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は令和8年6月4日（木）午後5時までに教育振興課のホームページに掲載します。

7 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、別紙様式2による参加申込書に資格要件の確認書類を添えて申込をしてください。申込に当たって提出される書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

番号	提出書類の名称	様式番号	規格	部数
1	参加申込書	別紙様式2	A4縦	1部
2	資格要件確認書	別紙様式3	A4縦	1部
3	提出者の概要（団体概要等）及び経営状況（決算書等）が分かる書類	任意	A4縦	1部
4	※市税等滞納のないことがわかる証明書(写し可)	—	A4	1部
5	※県税等滞納のないことがわかる証	—	A4	1部

番号	提出書類の名称	様式番号	規格	部数
	明書(写し可)			
6	※国税等納税証明書(その3の3(写し可))	—	A 4	1部
7	類似業務等の実績が分かる資料	任意	A 4 縦	1部

※は令和8年度香美市一般競争(指名競争)入札参加資格名簿に登録されている者については提出の必要はありません。

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参、又は郵送(書留郵便、又は配達証明に限る。)

② 提出期限

令和8年6月8日(月)午後5時必着

③ 提出先

〒782-8501 住所: 香美市土佐山田町宝町1-2-1

香美市教育委員会 教育振興課 学校教育係(担当: 大峯)

TEL: 0887-53-1081 FAX: 0887-57-0123

(2) 資格要件の確認

教育振興課学校教育班で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和8年6月11日(木)までに申込者へ電子メールにて通知します。

8 企画提案書の作成

別途定める「令和8年度香美市 GIGA スクール端末導入事業プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

9 審査

別途定める「令和8年度香美市 GIGA スクール端末導入事業プロポーザル審査要領」のとおり。

10 審査結果

選定結果は、審査後概ね1週間以内に全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は香美市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

11 日程

令和8年5月25日(月) 募集要領の公示

令和8年6月1日(月) 質疑書の提出締め切り

令和8年6月8日(月) 参加申込及び資格確認書類提出締め切り

令和8年6月22日(月) 企画提案書の提出締め切り

令和8年6月下旬
令和8年7月上旬

選定委員会（日程が決まり次第、追って連絡します）
審査結果通知

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（市役所内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- (3) 提出された企画提案書は、香美市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第3号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式4により、企画提案書の提出期限日までに提出してください。
開示・非開示の判断は様式4に基づき行うものではなく、様式4を参考に、同条例に基づき市が客観的に判断します。
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

13 お問い合わせ先

香美市教育委員会 教育振興課 学校教育係
担当者：大峯
TEL：0887-53-1081 FAX：0887-57-0123
E-mail：gakko@city.kami.lg.jp

14 その他

- (1) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (2) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
 - ① 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - ② 審査委員、市職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ③ プロポーザルの手続きの過程で、香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合